弘前	ＡＭＳ	袖ヶ浦	ＣＢＳ	浜松	ＳＺＨ	下関	ＹＵＳ
八戸	ＡＭＨ	市原	ＣＢＨ	沼津	ＳＺＮ	山口	ＹＵＹ
青	ＡＭ	松戸	ＣＢＭ	伊豆	ＳＺＩ	山	ＹＵ
盛岡	ＩＴＭ	野田	ＣＢＤ	富士山	ＳＺＦ	徳島	ＴＳＴ
岩手	ＩＴＩ	柏	ＣＢＫ	静	ＳＺ	徳	ＴＳ
平泉	ＩＴＨ	千	ＣＢ	名古屋	ＡＣＮ	高松	ＫＡＴ
岩	ＩＴ	品川	ＴＫＳ	豊橋	ＡＣＴ	香川	ＫＡＫ
仙台	ＭＧＳ	世田谷	ＴＫＧ	岡崎	ＡＣＺ	香	ＫＡ
宮城	ＭＧＭ	品	ＴＯＳ	三河	ＡＣＭ	愛媛	ＥＨ
宮	ＭＧ	練馬	ＴＫＮ	豊田	ＡＣＹ	高知	ＫＣＫ
秋田	ＡＴＡ	杉並	ＴＫＭ	一宮	ＡＣＩ	高	ＫＣ
秋	ＡＴ	板橋	ＴＫＩ	尾張小牧	ＡＣＯ	福岡	ＦＯＦ
山形	ＹＡ	練	ＴＯＮ	春日井	ＡＣＫ	北九州	ＦＯＫ
庄内	ＹＡＳ	足立	ＴＫＡ	愛	ＡＣ	久留米	ＦＯＲ
福島	ＦＳ	江東	ＴＫＫ	三重	ＭＥＭ	筑豊	ＦＯＣ
会津	ＦＳＡ	葛飾	ＴＫＵ	四日市	ＭＥＹ	福	ＦＯ
郡山	ＦＳＫ	江戸川	ＴＫＥ	伊勢志摩	ＭＥＩ	佐賀	ＳＡＳ
白河	ＦＳＳ	足	ＴＯＡ	鈴鹿	ＭＥＳ	佐	ＳＡ
いわき	ＦＳＩ	八王子	ＴＫＨ	三	ＭＥ	長崎	ＮＳ
水戸	ＩＧＭ	多摩	ＴＫＴ	滋賀	ＳＩＳ	佐世保	ＮＳＳ
土浦	ＩＧＴ	多	ＴＯＴ	滋	ＳＩ	熊本	ＫＵＫ
つくば	ＩＧＫ	横浜	ＫＮＹ	京都	ＫＴＫ	熊	ＫＵ
茨城	ＩＧＩ	川崎	ＫＮＫ	京	ＫＴ	大分	ＯＴ
茨	ＩＧ	湘南	ＫＮＮ	大阪	ＯＳＯ	宮崎	ＭＺ
宇都宮	ＴＧＵ	相模	ＫＮＳ	なにわ	ＯＳＮ	鹿児島	ＫＯＫ
日光	ＴＧＫ	神	ＫＮ	堺	ＯＳＳ	奄美	ＫＯＡ
那須	ＴＧＮ	山梨	ＹＮ	和泉	ＯＳＺ	鹿	ＫＯ
とちぎ	ＴＧＣ	富士山	ＹＮＦ	大	ＯＳ	沖縄	ＯＮＯ
栃木	ＴＧＴ	新潟	ＮＧＮ	泉	ＯＳＩ	沖	ＯＮ

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年五月七日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に道路運送車両法第九条の規定により登録された自動車登録番号又は第六十条第一項若しくは第九十七条の三第一項の指定を受けた車両番号であって、この省令の施行により新たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十八若しくは第六十三条の四に規定する基準に適合しないこととなった当該自動車登録番号又は当該車両番号については、この省令による改正後の自動車登録規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

法規的告示

○内閣府告示第九十二号

災害対応車両等登録規程を次のように定める。

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

災害対応車両等登録規程

（目的）

第一条　この規程は、災害対応車両等の登録に関し必要な事項を定めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応車両の活用をもって、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全及び住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「災害対応車両」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全及び住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するために活用される車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合と被災地にあってはその状態における車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。以下同じ。）であって、次のいずれかの用途に供されるものをいう。

一　避難所

二　応急仮設住宅

三　便所

四　次のいずれかのサービスを提供するもの

イ　炊き出し

ロ　洗濯

ハ　入浴

2　この規程において「登録災害対応車両」とは、次条第一項の規定による登録を受けた災害対応車両をいう。